

# 第 130 回総会

## 南部町農業委員会会議録

平成28年6月10日開催

南部町農業委員会

## 第 130 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 6 月 10 日 (金) 午後 2 時 05 分
2. 閉会年月日 平成 28 年 6 月 10 日 (金) 午後 2 時 35 分
3. 開催場所 中央公民館 町民室
4. 出席委員 (15 人)

会長	1 番	赤 石 敏 文			
会長職務代理	10 番	中 村 文 男			
委員	2 番	石 橋 薫	3 番	堀 内 重 男	
	4 番	砂 庭 周 平	5 番	工 藤 信 仁	
	6 番	佐々木 一 雄	7 番	三 浦 恵美子	
	8 番	松 村 範 明	9 番	滝 田 信 彦	
	11 番	河守田 雄 一	12 番	野 田 清 八	
	14 番	川守田 雄 一	15 番	梅 内 勝 治	
	16 番	奥 瀬 修 一			

5. 欠席委員 (1 人)

6. 会議書記

事務局長	佐々木	大
主幹	黒 坂	正 子
班長	佐 藤	慶

7. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第 6 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第 7 議案第 14 号 南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

事務局長	<p>ただいまから、第 130 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日、13 番 山田 憲幸 委員より、欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定足数に達しておりますので、第 130 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 05 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 8 番 松村範明 委員 9 番 滝田信彦 委員 を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 「諸般の報告」をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 11 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものでありま</p>

す。

調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。

農地調査の結果について、説明を求めます。

砂庭 周平 調査員

4番 砂庭から説明いたします。

去る6月2日、三浦 調査員と中央公民館において、議案第11号・農地法第3条、議案第12号・農地法第5条第1項の規定及び議案第13号農地振興地域整備計画の変更について、調査を行いましたので説明します。

まず、議案第11号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。

まず、番号1番について、説明いたします。

番号1番の申請理由は、譲受人が親戚から申請地の贈与を受けて営農するものです。

番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものであります。

調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長

議案第11号の番号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

議案第11号の番号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

(午後 時 分)

次に、日程第5 議案第12号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

	<p>説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第 12 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件でございます。</p> <p>なお、別紙資料に案内図、及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>砂庭 周平 調査員</p> <p>議案第 12 号について、農地法第 5 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・ がいとう ひがいとう 非該当を調査しました。</p> <p>けんりしゅべつ ゆずりわたしにん ゆずりうけにん 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書 きさい に記載のとおりです。</p> <p>ゆずりうけにん ゆずりわたしにん 番号 1 番の申請理由は、譲受人が住宅を建築し、転居するため譲渡人から申請地を 譲り受けるものです。</p> <p>ゆずりうけにん 番号 2 番の申請理由は、譲受人が申請地を譲り受け老人介護施設を建築するためのもので す。</p> <p>て 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 12 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、相内地区になります。南部町役場から南西約 7.5 キロメートルの距離にあり、住宅及び農地が混在する集落内に位置し、申請地の北側は宅地、南側及び東西側は畑となっています。</p> <p>農地区分については「住宅及び申請に係る概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地の転用は、原則として許</p>

	<p>可することができないのですが、例外的に許可できるものであります。 今回の申請目的は、現在の借家住まいを解消し子供の学区の変更を避けたいことや、近隣の土地にも適当な場所がなく申請地を選択するに至ったものであります。事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>次に番号2番の申請地の位置ですが、大向地区になります。南部町役場から南西約12キロメートルの距離にあり、三戸駅から約300メートルの距離に位置し、申請地の北側及び西側は宅地、南側は山林、東側は畑となっています。</p> <p>農地区分については、「都市計画法に規定する用途地域が定められている区域」と認められることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>今回の申請目的は、老人介護施設を建設するにあたり、交通の便が良いことや、閑静な地域であることなどから、申請地を選択したものです。事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第12号の番号1番から2番について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第12号の番号1番から2番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>「農業経営基盤強化促進法」第18条第1項の規定による案件は、2件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は9年9か月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号2番の利用目的は樹園地、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額16,00円です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第13号について、ご異議ありませんか。</p>

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 7 議案第 14 号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

佐藤班長

議案第 14 号について、ご説明いたします。

南部農業振興地域整備計画の変更につきましては 4 件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、お諮りするものです。

なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。

調査内容については、農地調査員から説明していただきます。

農地調査の結果について、説明を求めます。

砂庭 周平 調査員

議案第 13 号について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる農業振興地域

整備計画の変更基準により、①農用区域外の土地を代用することが困難である、②農用

地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれ

がない、③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を

及ぼすおそれがない、④農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない、⑤土地改

良法による事業の工事完了後 8 年を経過している、の各要件について、該当・非該当を

調査しました。

申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、

土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。

番号 1 番の変更理由は、事業計画者である電気通信事業者が携帯電話無線中継基地局を建設するため、農用区域から除外するものです。

番号 2 番の変更理由は、事業計画者である一般社団法人が申請地に老人ホームの駐車場を整備するため、農用区域から除外するものです。

	<p>番号3番の変更理由は、事業計画者である町が申請地に集会施設及び駐車場を建設するため農用地区域から除外するものです。</p> <p>番号4番の変更理由は、事業計画者である事業主が申請地に店舗を建設するため農用地区域から除外するものです。</p> <p>調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 佐藤班長</p>	<p>農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長 議案第14号について、補足いたします。</p>
	<p>番号1番の申請地の位置ですが、南部・大向地区で、特別養護老人ホームから南東約500mに位置し、町道と町道が交差するところです。</p> <p>事業内容は、電気通信事業を営む事業計画者が、携帯電話サービスの提供を図るため、中継基地局を建設するものです。</p> <p>番号2番の申請地の位置ですが、南部・小向地区で、南部町役場南部分庁舎から北西約1.1kmに位置し、県道浅水南部線に面しています。</p> <p>事業内容は、事業計画者が建設を予定している老人ホームの隣接地に職員及び来客用の駐車場を整備するものです。</p> <p>番号3番の申請地の位置ですが、名川・野場地区で、医療健康センターから南東約2.7キロメートルに位置し、町道に面しています。事業内容は、野場地区の集会所を建設するためです。</p> <p>番号4番の申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、医療健康センターから南東約500メートルに位置し、県道に面しています。事業内容は、店舗（スーパーマーケット）を建設するものです。</p> <p>農地区分については、番号1番・2番及び4番とも「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、除外については問題ないと考えます。</p> <p>番号3番の農地区分については、「土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と認められることから、第1種農地と判断されますが、公共施設の観点から除外については問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第14号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>



	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 14 号については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 130 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 35 分)</p>
--	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 6 月 10 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員